

右伊勢性質異風敷寄にて、賀州に罷在候内も、前田慶次と殊の外相口に候。是も異風故に候。徳川家へ罷出候も通用にては無之、小袖は色々の結構成切々を縫合申候。羽織は紅裏、金紋に蘇鐵を纏し着用有之候旨。

一、澁川主鈴、山口勘右衛門又傷始末(一)

元禄四年今越三月十五日肥前嶋原城主松平主殿頭殿家老孫忠家老澁川主鈴と申者を、最前留守居役相勤候山口勘右衛門と申者

双殺仕候。十五日朝主殿頭殿首途に付、主鈴は旅装束いたし罷出候。家老部舎の脇座敷、常には外様者不參所に候得共、勘右衛門先達て其所に罷在候。何か用事可被申渡故、此所に罷在候事と各存知候。主鈴は部舎に刀指置、主殿頭前へ可罷出と、右の座敷前を通候處、勘右衛門後より言葉懸け抱留候て、右の脇より鳩尾迄脇指突通しるぐり倒候。家老岩永太郎左衛門・元締朝比奈忠左衛門等をも心懸候躰にて、家老部舎へ走入候處、次の間に留書役兩人有合、一人は勘右衛門へ組付、一人は間の戸を建候内、大目付役一人馳參り勘右衛門を捕へ、脇指を取り廊下へ引する置候。戸田山城守殿は主殿殿と筋目有之、發駕の附使者一人式意に

罷在候。秋元伊賀守殿留守居役世古甚八も參居候。勘右衛門罷出、挨拶も仕り勝手へ入候て間も無之、右の騒動相聞え、何事に哉と存候内、見通候廊下へ引据候故、甚八居候處より見え申候。主鈴が爲に醫者を〳〵と申聲聞え候處、勘右衛門聲にて、存分ほどるぐり候。中々醫者の入事にては無之と申候。又勘右衛門口上には、懷中に委細書付有之候。氣違沙汰に仕間敷候と申聲も聞え候。それより中の口へ大勢にて召連出候躰に相見え申候。

八百石家老三十五歳板倉八右衛門  
五百石 岩永太郎左衛門 元締朝比奈忠左衛門  
元留守殿山口勘右衛門 六十二歳

勘右衛門最前役被差除候節、不首尾の意趣有之迄にても無之、當春に至候ても願事申込候得共埒明不申、心外成候ども山々相積候。畢竟主鈴並太郎左衛門が執計と申儀を能存候。且は主殿頭殿へ對候て、不入事ども、聞え申候。主鈴無二の出頭にて、岩永等も手を突挨拶候ほどの威勢に候由。翌十六日戸田城州へ迄留守居の家老を以て、山口勘右衛門と申者不圖致亂心、家老澁川主鈴を殺害仕候。即刻仕置に

申付候由被相届候。勘右衛門は主殿頭別邸三田の屋舖に罷在候處、去十三日妻子等をば或御旗本衆へ片付け、草履取一人にて罷在、居宅には家財等一つも無之仕廻置申候由。以上。

三月

酒井越前守聞番  
二官次郎右衛門

一、澁川主鈴、山口勘右衛門又傷始末(二)

有章院様御代の内、主殿頭殿屋敷類焼に付、勘右衛門方へ在所より被申越候は、屋舖類焼致し、外に屋敷も無之候。參覲候時節延引仕度の旨、戸田山城守殿迄罷越、用人へ可申入の旨申來候。勘右衛門家老迄申候は、御參府御延引被成度之趣は、決して罷成筋に候。其上御代替の節に付、奉書の時節よりも、世上には早御參覲被成度思召候方々も有之候。申込候ても中々山城殿御聞えも達申間敷儀と存候。

此儀は御無用に被成可然の旨申候に付、以飛脚其段申遣候。在所に於ても此趣被承散々立腹、御申渡候使を違背仕、其上參覲候ても、家來可被指置所も無之候に付被仰達候。勘右衛門了見不屈千萬の旨にて、重て山城守殿へ勘右衛門を以て急度被申入候は、屋敷類焼に付家來可指置候處無御

座、參府の儀二三月も延引仕度旨に御座候。勘右衛門無是非城州へ參上仕り、用人野澤源左衛門へ申達候處、源左衛門申候は、曾て罷成御願に候。御無用に被成可然候。御間柄も知申儀に候故、無遠慮御指圖申入候旨申候。勘右衛門申候は、成程私儀も左様に存、先達て無用と申越候へども、又押返し達て罷越、各迄可申入の旨申越、無據罷越候。御聞に被達可被下候旨申述候。源左衛門致承知、追て可及御返答の旨にて罷歸候。山城守殿より先達て以奉書申遣候。時節無相違様に可爲參府と迄の紙面被遣、即刻在所へ相達候處、主殿へ一覽有之、勘右衛門不屈千萬、定て山城殿用人と申合せ右の趣と被察、立腹にて、參府の上にて勘右衛門役儀被差除候。其上心外の役儀等被申付候。依之勘右衛門方より暇の儀再三申達候ても取上無之、不調法も出來候はゞ、急度仕置にも可被申付様子に、家中にて申慣候。畢竟は主鈴奢者出頭甚敷候て、主鈴に遺恨有之候へども其沙汰は不仕候て、主人へ對申候様に相聞申候。勘右衛門不遁者に出家有之候。其出家方へ懷中に入置候書置と同様に相調、二三日前置置候。右の以後御仕置片落の様に存候旨に